

## 孤独死対策における「終活」の可能性

宗門総合振興計画では、現在、その基本方針に基づきさまざまな事業を推進しております。今号では、『孤独死対策における「終活」の可能性』と題して、孤独死が問題視されている社会において、その対応策や寺院の可能性について報告いたします。これは、基本方針「『仏教の精神に基づく社会への貢献』に基づく『仏教界の各団体と連携を深め、社会的課題への対応について知見を集約し、社会へ発信すると共に、公教育における宗教知識教育の推進のはたらきかけや孤独死・看取り、自死・いじめ等の社会不安に積極的に関わる』事業の一つです。

### ● はじめに

近年日本においては世界に例のない高齢化が進行し、令和元年版高齢者白書によると、2005年の時点で先進諸国の高齢化率と比較してみても20・2%という最も高い水準である。そして、昨年2018年には28・1%、さらに2060年には39・9%という空前の超高齢社会となることが予想されている。

その中でこれまで高齢者を支えてきた資源（ヒト・モノ・カネ）の不足が大きくクローズアップされている。

まず「ヒト」の問題から見てみたい。高齢者の一番の支え手

とされてきたのは親族であるが、核家族化などに起因する関係の希薄化に伴い、高齢者に対するサポートが不十分になってきている。たとえ同居をしていたとしても40代50代の働き盛りの年代において、介護と仕事の両立が困難であるなどの問題がある。また、厚生労働省「介護分野の現状等について」（2019年3月）によると、介護サービス事業所における人手不足は強くなってきており、特に訪問介護の人手不足感が強いとある。経済産業省の推計によると、団塊の世代が全て75歳を超える2025年には32万人、2035年には68万人の介護職員が不足する見込みとなっている。

次に「モノ」の問題である。高齢化に伴い有病率が急速に上昇することが予想されるが、厚生労働省によると地域によってばらつきはあるものの、病院及び一般診療所の施設や病床数は年々減少しており、治療や看取りの場所の不足が問題となっている。

最後に「カネ」の問題として、年金や医療、介護保険をはじめとした社会保障費は増大していくのに対して、それらを支える生産年齢人口の減少は加速しているという状況である。

以上のように、高齢者を支える資源（ヒト・モノ・カネ）の不足による社会的支援の弱体化が一層深刻化していくことが予想されている状況の中、孤立する高齢者が増加し、大きな社会問題となりつつある。

社会的な支えを失い、孤立する高齢者の象徴的な問題の一つ

に「孤独死」が挙げられる。総務省の発表によると、未婚率の増加や核家族化の影響を受けて、単身世帯（世帯主が一人の世帯）が増加しており、この「孤独死」はより一層増えていくことが予想される。孤独死の問題は望まずして孤立し、望まぬ孤独の中で死を迎えてしまうことである。そのような状況におかれた人々をどのように支えていくのか。望まぬ孤立の要因は健康面・経済面・人間関係面などさまざまなものが複雑に関連し合っているため、多面的な支えや備えが欠かせないであろう。

そのような中、世間ではいわゆる「終活」が盛んになってきている。この言葉は週刊誌「週刊朝日」から生み出された言葉であり、その定義は、さまざまに未だ定まっていないが、言葉の上からは「人生の終わりのための活動」という意味であるといえよう。また、その言葉が生まれた背景について「終活の第一人者」と呼ばれる家族葬専門葬儀社（奈良県）の寺尾俊一社長は「孤立死は年間3万人を超え、縁が希薄になった今の社会だからこそ、（終活が）はやるのだと思う」（朝日新聞デジタル2012年10月21日朝刊）と述べている。つまり孤独死対策において、「終活」によって何らかの縁を再構築できる可能性を示唆しているといえよう。

今回は寺院における「終活」の可能性と有意義性に着目し、さまざまな理由から親族などの支援を受けることができない方、いわゆる「おひとりさま」の支援を行うNPO法人 人生まるごと支援理事長の三国浩晃氏にお話をうかがった。以下

は三国氏とのインタビューを筆耕したものである。

### ※三国浩晃（みくに ひろあき）

NPO法人 人生まるごと支援 理事長  
1969年、横浜市生まれ。2010年、NPO法人人生まるごと支援を設立。おひとりさま本人の希望を叶えることを目的とし、専門相談員の医師・看護師・ケアマネジャー・弁護士・弁護士・司法書士・葬儀社等とともに、任意後見支援を中心に、見守り支援、旅立ち支援の活動を行っている。

## ● 内容

### 1. 私たちが考える「終活」のあり方について

超高齢社会となり「終活」という言葉を巷でよく聞くようになりましたが、その定義は使う人によって異なっています。葬儀社の方が話せば葬儀についての話が中心となり、弁護士の方が話せば最終的に遺言作成の話になるなど、「終活」と一口にいつてみてもその中身はさまざまです。

私たち、NPO法人人生まるごと支援にとつての「終活」とは、「自分らしく生ききるために、人生の最期を託す相手と良い関係を築いていくこと」だと考えています。ですから、私たち支援者の役割は「支援を必要としている人が、最期まで自分らしく生きることができるようサポートする」ことだと思っています。

### 2. 成年後見制度について

#### ① 成年後見制度とは

精神上的の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。誰もが高齢になると判断能力が衰えます。認知症が進むと、日常的な判断はさらに難しくなります。判断能力が不十分となつた方は、ご自身の金銭管理や介護サービスなどの契約を行う手助けが必要となる場合があります。最近は不利益な契約を結ばされるなど、高齢者に関連する多くの事件を散見するようになりました。そのような判断能力の不十分な一人暮らしの高齢者に代わつて、日常生活に必要な金銭管理や契約関連などの支援を行うのが成年後見制度です。

なおこの制度は、大きく二つに分けることができます。判断能力が不十分なものに、法律の規定によって後見人が定められる制度を法定後見制度といい、判断能力が衰える前に「人生の最期を託したい」と思える人と、自らの意思で事前に契約しておく制度を任意後見制度といいます。また、法定後見人に支払う報酬は、家庭裁判所が決めることになっています。報酬は各家庭裁判所で違うため、東京家庭裁判所の目安をお伝えすると、基本報酬が月額2万円、管理財産額が1,000～5,000万円未満の場合は月額3～4万円、管理財産が5,000万円以上の場合には月額5～6万円となります。

## ② 成年後見人は親族から専門職へ、そして親族へ

2019年の3月18日最高裁判所は、認知症などで判断能力が十分ではない人の生活を支える成年後見制度をめぐり、「後見人には身近な親族を選任することが望ましい」との考え方を示しました。それを受けて、メディアなどには「後見人になった家族の不正などを背景に弁護士ら専門職の選任が増えていたが、この傾向が大きく変わる可能性がある」というような記事が載っています。そもそもなぜ、成年後見人に親族ではなく専門職が多く選ばれるようになったのでしょうか。当初は成年後見の申し立てをする際に、親族を候補者にと家庭裁判所から親族が選任されていました。

そこで、家庭裁判所により長男が父親の成年後見人に決定し、財産の管理などを行うことになったとします。すると、些細なすれ違いから、兄弟同士の揉め事へと発展することがあります。次男から「兄さん、父さんのお金を勝手に使っているんじゃないか!？」と。しかし兄は「何をごちゃごちゃ言っているんだ、僕は家庭裁判所から選ばれてしつかりとその役目を果たしているんだ!」とやり返します。すると次男は「家庭裁判所が兄を選んだからこんなことになっているんだ! 兄ちゃんはお金をお金を横領しているぞ!」と、責任を家庭裁判所へ向けることとなります。このような幾多の事例から家庭裁判所は、法定後見人に親族を選ぶとトラブルに発展する可能性が高く、弁護士や司法書士など専門職を選択しておいたほうが無難

だという判断に至っていったようです。

## ③ 家族でも貸金庫の解約ができない

例えば、父、母、子ども二人の四人家族がいます。銀行で貸金庫を借りていた父親の認知能力が衰えてきたので、長男が貸金庫の解約に行くことにしました。しかし銀行からは、「解約や出金には、成年後見人を付けてください」といわれず、銀行としては、後で家族や親戚などからのクレームを避けるため、安全策として「成年後見人を付けてください」となります。たとえ相続人である母と長男、次男の三人で行っても解約はできません。結局、解約や出金を行うために弁護士などの成年後見人を付けることとなり、成年後見人の報酬として年間36万円（本人の財産によって家裁が決める）のお金が必要となります。仮に今、父親が80歳とした場合、90歳まで生きるとしたら、360万円のお金が貸金庫のお金を出すだけにかかってしまうこととなります。これはどう考えてももったいないと思います。

## ④ 親族や寺院が後見活動を行うメリット

私としては、親族（本人が信頼している人）が後見人になったほうが望ましいと思っています。理由は、先述のとおり金銭的な負担もありますが、何よりもご本人のことをよく理解している親族が後見人となることで、たとえ判断能力が十分でなく

なったとしても、最期までその人らしい人生を送れる可能性が高まると思っっているからです。しかし、これがご本人をよく知らない弁護士や専門職の成年後見人であれば本人が自宅で暮らしたい、という希望があったとしても、「認知症の人が一人暮らしをするのは無理でしょう」「徘徊は徘徊をして怪我でもして連絡が来ても対応に困る」ということになり、ほとんどの場合、管理がしやすい施設に入れられてしまうことになります。仮に士業ぎょうの方々に「本人の意向に沿ったかたちで支援をしてあげたい」という思いがあったとしても、ご本人の価値観や歴史を知らないのだからやむを得ない部分もあります。こういった側面からいうと、寺院・僧侶が後見人の役割を担になうことは非常に良いことだと思います。寺院・僧侶は、ご本人が歩んでこられた人生をご存じで、親族関係についてもよく知っておられます。弁護士が「初めまして、成年後見人です」と会いに来るよりも、以前から知っている安心感がある方が、人生の最期を託したいと思えるはずです。ですから、本来は自分自身の判断能力が十分なうちに「人生の最期を託したい」と思える人（後見人）を見つけ、その方と事前に契約をしておくことが非常に大切だと思います。そのような契約を、任意後見契約といえます。本当は、契約によってではなく、温かな心で行われるような社会になれば良いなと思っっています。大げさないうと、私たちのような支援団体がいらなくなるような社会を願っっています。

⑤最期まで自分らしく生ききるためには、意思を実行してくれるキーパーソンが重要

判断能力が不十分になったご本人の代わりに、あらゆる意思決定を行うのが成年後見人の役割です。しかし、医療同意の権限はありません。ですから延命処置を望んでおられない方の場合は、事前に本人の希望が書かれた尊厳死を宣言する書類を作成しておき、意思疎通のできない本人に代わって主治医に伝える必要があります。そのようなものがないと、本人の意思にかかわらず延命治療が施ほどこされる場合があります。または、これまでも本人とほとんど関わったことがない甥おいや姪めいに病院までお越しただき、延命の有無を判断してもらうことになります。しかし大方の場合、延命をしないという判断はできず、延命処置が行われます。その他、ご家族がお近くに生まれてはいるものの、緊急時において連絡が取れない場合は、延命ということになります。このように、医師らが延命治療を優先させる背景には、先述の法定後見人がすぐに施設への入所を選択する理由と同様に、後々親類縁者などから「なぜ延命をしなかったんだ！」と病院や医師を訴えるようなことも現実起きていますので、安全策を取らざるを得ないのです。このことから言えるように、最期まで自分らしく生ききるためには、自分の意思を実行してくれるキーパーソンと準備がとて大切になってきます。終活セミナーなどで多くの方々とお話していると、エンディングノートを書いておくことが準備だと思っっておられる方が

多いです。しかし、物心両面の整理という意味合いや、コミュニケーションツールとしての役割はありますが、そのノートに書かれていることに法的拘束力はありません。書かれている内容を、誰が実行してくれるのか、ということが非常に大事なのです。世間で行われている終活には、その一番大切な部分が抜けています。最後まで自分らしく生ききるためには、自分の判断能力が十分なうちに、判断能力がなくなった後の生活を誰に託すのか、ということを事前に決めておくことです。もちろん「野となれ山となれ」で、「成年後見人なんていらぬ」誰にも託さないという意思決定もあります。それも一つの自分らしさだと思います。

### 3. 死後事務委任について

#### ①サポートの流れについて

死後事務委任とは、文字通り亡くなられた後の事務手続きです。「成年後見制度」は、判断能力が衰えてその方が亡くなるまでのサポートですから、亡くなられた時点で契約は終了します。そこで、お墓のことや関係機関への通知、行政への届け出などを「死後事務」として扱うというものです。これは資格が必要な制度ではありません。私どもは、基本的に死後事務委任契約と任意後見契約は同時期に結んでいます。なかには死後事務が先で後から任意後見という方もおられますが、任意後見を結ぶ方は初めから死後事務も一緒に契約します。現状私た

ちNPOが任意後見契約を結んでいる方は14~15人ほどで、死後事務委任契約の方は30人以上おられます。死後事務委任のご依頼者はおひとりさまが多いですが、子どもがいてもご依頼される方もいらつしやいます。理由は、海外に住んでいるケースや、子どもと不仲なケースもあります。具体的な仕事内容を申しあげると、まず病棟の看護師や在宅のケアマネジャーから「亡くなられました」と、ご連絡をいただきます。すぐに故人が希望されていた葬儀社にご遺体の搬送を依頼し、お付き合いですのある寺院には臨終<sup>りんじゆう</sup>勤行<sup>こんぎょう</sup>のお勤めをお願いします。その他契約書に記載のある関係者に亡くなられたことを伝えます。そして火葬に立ち会い、遺骨を故人が希望していたところに納め、亡くなるまで住まれていた部屋の片付けなどを遺品整理業者の方と行います。あとは、お一人住まいの方が多いため鍵を大家さんに返し、電気・ガス・水道を止め、亡くなるまでにかかった医療費や介護費の支払いを行います。死後事務委任は、こういった亡くなった後の身の回りの整理を行うことが仕事となります。

#### ②NPO法人 人生まるごと支援への依頼の流れ

最初に接点となるのは、地域包括支援センターの方や、在宅でおひとりさまを看ておられるケアマネジャー、そして訪問診療をされている医師、訪問看護に入っている看護師からの相談が多いです。例えば「いま看ている方で、末期のがん患者さん

がいるんだけど、この人が亡くなったら、誰に連絡したらいいの?」「葬儀はどうしたらいいの?」「誰がキーパーソンになるの?」などの相談があります。つまり、「亡くなった後のことをやる人がいない」ということを心配されて連絡をしてこられます。ですから死後事務委任契約の話からスタートするケースが多いです。もう少し具体的なケースを話しますと、看護師が横浜にあるお宅に訪問看護で入り、死後のことについて話がおよんだとします。本人(ご利用者)は「亡くなった妻の妹がやってくれるよ」とおっしゃっています。しかし、その亡くなった妻の妹は仙台におり、その上、介護施設に入っています。当然のことながら、妻の妹は横浜まで来ることは難しく、看護師は「このまま自宅で見取って大丈夫なのか?」と心配し、私たちのところへ相談に来られるわけです。ご本人からのご連絡は少ないですけども、たまにケアマネジャーなどから促されて電話をしてこられる方もいらっしゃいます。ご連絡は男性より女性の方が多いです。確かな理由はわかりませんが、男性は「きっと、なんとかなる」と、思っているらしいのかもしれません。

### ③費用について

私たちに死後事務委任のご依頼をいただきますと、執行費用として50万円かかります。しかし、甥や姪などが死後の手続き等を行えば、支払いは最小限に抑えられ、その分をお渡しする

こともできます。もちろん甥や姪などご家族がされないということであれば、私たちに依頼されるのも良いと思いますが、やはり私は支援団体に依頼するよりも、自身のことをよく知っている方にお願いをされたほうが良いと思います。また執行費用の50万円と実費費用は、ご本人の財産から支払われます。しかし死後事務に掛かる費用を残していない場合は、葬儀社や遺品整理業者への支払いができず、死後事務の執行ができない場合もあります。

## 4. 高齢者支援をはじめにあたり

### ①「見える事例検討会」

私が支援活動をスタートしたきっかけは、私自身がおひとりさまであり、何か同じような立場の方のお役に立てないかなと思い、2009年、東京大学で行われた市民後見人養成講座に一年間参加したことに始まります。後見人になろうと思いついても、私にできることは何もありません。そこで、おひとりさまをサポートするための協力体制をつくる必要があると思ひ、横浜で訪問診療をされている「つながるクリニック」院長の八森淳先生もりあつしが中心となって行われている「見える事例検討会」というところに参加しました。そこではまさに、現在動いている支援困難な事例を多職種で解決するための検討がなされています。この事例検討会の参加者は、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、ホームヘルパー、民生委員、弁護士、司法書士、葬

儀社、そして宗教者などです。この多くの専門家と共に、具体的事例を用いて支援方法を検討します。そのことで、それぞれ専門家の方々の具体的な役割を勉強することができました。この会に参加することで、何も知識のない自分でも支援をいくことができると思えるようになりました。

## ②「がん哲学外来メディカル・カフェ」

「見える事例検討会」のほかには、「がん哲学外来メディカル・カフェ」にも参加しています。こちらは、順天堂大学名誉教授の樋野興夫先生が主になってされている活動で、お茶を飲みながら、ゆったりとした雰囲気（かみいき）で、患者さんや、ご家族や医療者が同一の平面で対話する場です。末期がんの方を在宅で看取るためのサポートをする際、患者さんの病状が進んでくると鬱（うつ）になられる方もいらっしゃいます。そうなるとご本人の希望が失われ、サポートする者も精神的に保てなくなってしまうというような状況があります。そのような時に、この「がん哲学外来メディカル・カフェ」に参加することで支援する人も支援されるのです。

## 5. 三つの苦悩について

本人の希望を叶える（かな）ことが、私たちの役割だということはお話しした通りです。しかし、サポートしている方の希望が一瞬一瞬で変わることがあります。それが本人の判断能力がある状

態でのご希望なのか、それとも認知症が進んでいる状態のご希望なのか、そこをキャッチすることは非常に難しいです。任意後見の場合、例えば本人が「やっぱりこの人に頼みたくない」となればいつでも解約することができます。ご本人には常に選択肢があるのです。私たちは常に本人に「私たちで良いのか」の確認が必要になるのです。本人の気持ちが変わった時に言いやすい存在であることが大切です。二つ目は、看取りに際しての医療者との連携です。例えば自宅から施設入居によって、それまでの主治医から施設提携の訪問診療のクリニックに主治医が移行することがあります。その際に医療者同士の連携がうまくいかず（元主治医や施設の看護師、在宅医のそれぞれの都合に本人が振り回され）本人が置き去りになることがあります。しっかりと連携できないうちに亡くなられてしまうこともあります。そのような時、もつと私たちに知識と経験があれば防げたのではないかと思うことがあります。現場ではそのような葛藤（かっとう）が尽きません。三つ目は、孤独死についてです。高齢の方が亡くなること自体は受け入れられることなのですが、亡くなる方によってはサポートする側としては「亡くなった方の顔を出しては、サポートが適切だったのか、もつと何かできたのではないか」と、本当に苦しくなります。私たちはその方の人生の最期を託されたわけですから「これで良い」とはなかなかいえないのです。

## 6. 高齢者支援をお寺が行うことについて

### ①もともとお寺はキーパーソンの存在

「人生の最期を託す相手」として、やはりお寺は適任だと思います。もともと僧侶はキーパーソンの存在であったと思います。亡くなった時には、まずお寺に連絡があり「葬儀はどうしましょう、葬儀社はどこにしましょう」など、死後の流れにおいて僧侶がキーパーソンとなっていました。しかし今は、人が亡くなると葬儀社に連絡が入るようになっています。そして施主と葬儀社との打ち合わせが行われ、詳細が決まってからお寺に連絡が入ります。つまりキーパーソンとしての役割がなくなっています。先述の通り、死後事務委任契約は死後に発生する事務手続きを行います。これはある意味、お寺が失ってしまった機能を、代行しているといえます。今一度、お寺ががんばる時に来ているのかもしれない。

### ②協力関係をつくる

寺院・僧侶が高齢者支援の全てをサポートしていくことは難しいと思います。しかしキーパーソン・司令塔となって多職種と連携し支援していくことはできるでしょう。例えば死後事務執行であれば、寺院と本人が死後事務委任契約を結んでおき、実際に執行するのは復代理人（代理人が権限の範囲内において、特定の者を選任してその者に権限内の行為の全部または一部を行わ

せる）としてどなたかにお願ひする方法もあります。復代理人には、支援を専門に行っているNPO組織もありますが、葬儀社も良いかもしれません。いま葬儀社は必死に後見制度について学んでいます。また任意後見契約を結び、見守りや入退院の手続き、通院の同行などを、復代理でNPO団体に委任することもできます。そのように、お寺を中心とした高齢者サポートチームをつくり、みんなでサポートしていく方法が良いでしょう。地方ではNPOなどの支援組織が十分でないところもあるかもしれませんが、その場合はお寺の特徴を活かし、門徒さんなどに支援員という形でお願ひをされてはいかがでしょうか。お寺のコミュニティを活かした見守りができれば非常に良いと思います。しかし実際には、地域の方々に「高齢者サポートについて、お寺に相談してください」といっても、何を相談して良いのかわからないと思いますので、まずはお寺から地域に出ていって、高齢者の見守りをしていくことから始めるのはいかがでしょうか。

### ●おわりに

今回は「おひとりさま」の終活において、特に重要な役割を果たす「成年後見制度」「死後事務委任契約」という二つの仕組みを中心に、具体的事例などを踏まえ、「終活」について学ばせていただいた。

「成年後見制度」と「死後事務委任契約」、この二つの仕組みは、これまで高齢者の一番の支え手とされてきたイエ・ムラ共同体や家族関係の崩壊に直面している現代社会において、それらに代わる新たな関係性を構築し得るものである。また同時に、三国氏が示唆するように地域における高齢者サポートの拠点という寺院の新たな役割を示し得るものであった。

そもそも仏教は、釈尊の四門出遊の説話に象徴されるように、生老病死の苦悩に向き合い、共にさとりを得ようとする教えである。加えて、わが国においては、歴史的にも寺院は人と人のつながりを育み、地域コミュニティの基盤となってきた。多くの寺院においては困難を抱えつつも、今もなお定期的な法座活動などが行われ、高齢者を中心に寄り合いがもたれている。

他方、現代社会では伝統的な助け合いという関わり合いから、欧米型の自由主義に端を発する「自己責任」の名のもとに、他人に助けをもとめることが憚られる社会風潮となっており、換言すると、個人化の進行によって自己を支える共同性を見いだしにくくなっているともいえるだろう。そのように関係性が劣化した社会において、「縁起」という仏教的真理観を基とし、人と人との関わり合いを大切にす寺院が、高齢者サポートの拠点としての役割を担うことは、大変意義深いものといえるであろう。この役割を寺院が担うことによって、高齢者（受益者）とサポーターの関係性に、「おたがいさま」や

「おかげさま」、「ご縁」といった仏教的「意味付け」をもたらすことができる。その意味付けは、関係性を思想的に基礎づけ、高齢者（受益者）とサポーターの双方の心をよりいっそう支え励まし合うものとなり、サポート関係のさらなる促進や持続可能性を高めることに寄与することが期待できるであろう。

また寺院は「諸行無常」という仏教的真理観を有しており、人間誰もが避けることのできない老病死という厳しい現実から目をそらすことなく、それにいかに向き合うかということをし、考え語り合える場でもある。その寺院が高齢者サポートの拠点となることによって、高齢者（受益者）やサポーターの誰もが突き当たる老病死という苦悩の受けとめに貢献することができらるだろう。

こうした老病死をめぐっての関係性は、現実にはきれいな事では済まない面もある。病み、老いていく苦悩、それに伴う人間関係の対立やストレスなど、多くの困難が伴うものである。それでもなお、阿弥陀如来の智慧と慈悲に支えられつつ、より露わになっていく人間のありのままの姿と向き合うことは、み教えのありがたさをより際立たせ、改めて報謝のエネルギーがよびさまされていくとも考えられるであろう。

このように、これまで述べてきた寺院の特性は、いま社会が抱えている高齢者問題の解決に対し、新たな視点をもたらすといえるのではないだろうか。つまり、高齢者サポートに関するさまざまな試みがなされているが、そこでは死生観そのものを

問うという大切な課題がやや欠如しているといえる。そこで、各地域に存する仏教寺院が既存の高齢者コミュニティを活かし、「死から目をそらす向き合う」というテーマのもとに支え合い合う関係を構築していくのである。こういった高齢者サポートのあり方は、寺院ならではの新たな「終活」といえ、宗教の社会的役割という側面から見ても、非常に公益性の高い活動といえるであろう。

この活動を担う上で欠かせない一つの重要な点は、それに関わろうとする僧侶のあり方であろう。地域に住まう門信徒を含む人々に対し、国などの大きな枠組みや、企業の収益的な視点などでは拾われることのない、一人ひとりの声を聞き、「不安」や「苦悩」に寄り添っていくという僧侶の姿勢である。時に「困りごと」を聞き、できることはフォローし、専門的な領域に関しては専門家と連携し解決を図っていく。そのような関わりの中で、僧侶はより信頼され、寺院は地域における「駆け込み寺」と成り得るであろう。また、人の痛みに寄り添い、少しでも人の苦しみに共感することは、僧侶として非常に貴重な経験となるであろう。

加えて本論においては派生的副産物に過ぎないが、三国氏がインタビューで述べていたように、「成年後見制度」「死後事務委任契約」の仕組みを活用し地域の高齢者を支えることは、結果として、寺院の経済面をも支えることにつながる可能性がある。そのことによって、地域における寺院の存在感をより強

め、コミュニティの基盤としての機能を持続していくことができるであろう。

各地域に長らく存在し続ける寺院は、その歴史の中で、地域の人々と生老病死をはじめとするさまざまな苦悩を共にしてきた。今回取りあげたような、新たな寺院活動の実践に当たっては、さまざまな責任や困難が伴うであろうが、この機会に改めて、時代や現場に応じた寺院ならではの活動の選択肢の一つとして、「終活」の可能性を模索し、学びを深めていきたい。

(浄土真宗本願寺派総合研究所 教学伝道研究室 上級研究員 高橋一仁)

◆現在、当研究所では「孤独死」「終活」「高齢者支援」などの情報収集を行っております。寺院でのご活動をされている方は、情報をお寄せいただけましたら幸いです。

◆資料などありましたらお手数ですが、お送りください。ただし、お送りいただきました資料はお返しできません。

◆連絡先「〒600-8349 京都市下京区堺町92番  
地 浄土真宗本願寺派伝道第三本部 総合研究所 教  
学伝道研究室」 TEL 075-371-9244  
FAX 075-371-5761